

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年1月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 賃貸借件名

お客さまサービス推進室及び営業所料金系パソコン等の賃貸借及び保守管理

(2) 賃貸借案件の概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 賃貸借期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

上下水道局総務部お客さまサービス推進室 他11箇所

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で平成23年9月1日付け京都市上下水道局告示第37号若しくは平成23年11月21日付け京都市上下水道局告示第49号に定める平成24年度から平成27年度までの資格の申請を行っているもの（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成23年11月11日付け京都市上下水道局告示第45号に定める資格の申請を行っていること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書等の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成24年2月3日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成24年2月3日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所とする。

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成24年2月3日(金)午後5時までに3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成24年2月10日(金)に一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年2月14日（火）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成24年2月20日（月）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成24年2月29日（水）

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成24年2月28日（火）午後5時までに、3(1)の場所に必着すること。

6 入札方法

(1) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできな

いものとする。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(4) 入札書に記入する金額は、総価とする。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとする。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

(1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規程第12条第12号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行なう。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行なう。

9 禁止事項

(1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。

(2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は

役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

1 0 登録業者の資格が認められなかった場合の契約不締結等

2(1)で定める平成24年度から27年度までの資格の申請において、資格がないと京都市が認めた場合は契約を締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

1 1 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

1 2 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、当局は翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (4) (3)の規定により、当局がこの契約を解除した場合において、この契約の賃借料の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に当局が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を当局に請求することはできない。
- (5) 契約者は、(4)の規定に定めるもののほか、当局がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、当局に請求することはできない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は、入札説明書等による。
- (9) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

1 3 Summary

- (1) Nature of the products to be leased:

Lease and maintenance of personal computers about water and sewage rates for

customer service promotion section and service offices

(2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 3 February, 2012

(3) Time of tenders:

11:30 a.m. 29 February, 2012

(4) Contact point for the notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau,

City of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)